



規程集

東北高等学校体育連盟

目 次

東北高等学校体育連盟規約	1 ~ 2
東北高等学校選手権大会基準要項	3 ~ 4
東北高等学校選手権大会基準要項の確認事項	5 ~ 6
東北高等学校選手権大会参加資格記入例	7 ~ 8
東北高体連名義使用大会（選抜大会）確認事項	9
東北高等学校選手権大会役員編成基準	10

東北高等学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は東北高等学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局は会長所在の県に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は東北各県高等学校体育連盟の連絡提携により、高等学校における体育・スポーツの健全な発達を図ることを目的とする。

第3章 組織

第4条 本連盟は青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島各県の高等学校体育連盟をもって組織し、公益財団法人全国高等学校体育連盟の東北地区団体とする。

第5条 本連盟は次の部を置く。

1. 専門部

陸上競技	バレーボール	バスケットボール	体操
ソフトテニス	卓球	サッカー	バドミントン
柔道	ハンドボール	相撲	ソフトボール
ボート	自転車競技	水泳	スキー
スケート	剣道	テニス	フェンシング
レスリング	ヨット	ウエイトリフティング	登山
弓道	馬術	ボクシング	ホッケー
ラグビーフットボール	空手道	アーチェリー	なぎなた
カヌー	少林寺拳法		

2. 研究部

第4章 事業

第6条 本連盟は第2章の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 高等学校体育・スポーツに関する根本方針の研究審議
2. 東北六県高等学校体育大会、講習会、研究会の開催
3. 公益財団法人全国高等学校体育連盟並びに体育諸団体との連絡提携
4. その他本連盟の目的達成に必要な事項

第5章 役員

第7条 本連盟に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 6名
3. 理事長 1名
4. 常任理事 5名
5. 理事 6名
6. 監事 若干名
7. 顧問 若干名
8. 参与 若干名

第8条 会長は各県会長の互選により選出する。

第9条 副会長は、各県会長及び会長所在県の副会長（1名）があたり、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第10条 理事長は、会長所在県の理事長とする。

第11条 常任理事は、本連盟理事長を除く、各県理事長とする。

第12条 理事は、各県事務局長とする。

第13条 監事は、会長所在県の監事をもってこれにあて、会長がこれを委嘱する。

監事は、本連盟の会計を監査する。

第14条 顧問及び参与は、常任理事会、理事会にて推薦し、会長がこれを委嘱する。顧問及び参与は、会の諮問に応ずるものとする。

第15条 役員の任期は二年とする。但し、重任は妨げない。補欠によって就任した役員は、前任者の残任期間とする。

第16条 各部には部長並びに委員長を置く。

部長は、各県高等学校体育連盟専門部長の中から各県専門部委員長が推薦する。

委員長は、各県専門部委員長の互選により選出し、当該部の事務処理にあたる。

第6章 会 議

第17条 会議は、役員会、常任理事会、理事会、専門部委員長会、研究部代表者会とする。

第18条 会議は会長が招集する。

第19条 役員会では、会長が議長となり、次の事項を決議する。

1. 予算決算
2. 事業計画
3. 役員の選出
4. 規約の改正
5. 負担金の決定
6. その他重要事項

第20条 常任理事会及び理事会では、理事長が議長となり、役員会に提出する議題を検討する。

第21条 緊急な対応が必要な事案については、事務局が各県と調整し、会長の代決を得て次の役員会で報告する。

第22条 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

第23条 研究部代表者会、専門部委員長会は、必要に応じて会長がこれを招集し、各部に関する事項を審議する。

第7章 会 計

第24条 本連盟の経費は各県高等学校体育連盟の負担金並びに寄付金その他の収入を持ってあてる。

第25条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 事 務 局

第26条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置き、事務局長及びその他必要な職員を置く。

第27条 事務局長は、会長所在県の理事があたる。

第28条 その他必要な事項は、会長が別に定める。

第9章 付 則

第29条 本規約は、役員会の決議によらなければ変更することができない。

第30条 公益財団法人全国高等学校体育連盟東北地区代表役員の評議員、総体中央委員、総体検討委員、基本問題検討委員の選出については、常任理事会で推薦し、役員会において承認する。

第31条 本規約は、昭和46年10月14日より施行する。

昭和55年11月21日 一部改正 昭和60年11月14日 一部改正 平成10年5月19日 一部改正

平成13年11月6日 一部改正 平成14年5月13日 一部改正 平成18年10月23日 一部改正

平成29年10月19日 一部改正

東北高等学校選手権大会開催基準要項

1 趣 旨

体育運動を通して東北六県高校生徒の交流を深め、体力・技能の向上とスポーツマンシップの高揚を図り、心身ともに健全な高校生を育成する。

2 主 催

大会の主催は東北高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）、開催県（同教育委員会を含む）及び東北地区関係競技別統轄団体とし、必要に応じて開催地関係機関・団体等共催することができる。

3 後 援

必要により開催県関係機関・団体、その他（報道機関等）を後援または共同後援団体とすることができる。

4 主 管

大会の主管は本連盟競技種目別専門部（以下「専門部」という）及び開催県の高等学校体育連盟（以下「県高体連」という）とし、必要により開催県競技種目別団体と共同主管とすることができる。

5 大会の開催

- (1) 大会は東北六県内を競技種目別に定められた順序で開催することを原則とする。
- (2) 開催地は開催県高体連が決定する。
- (3) 開催要項は当該専門部長が開催前年の8月31日まで本連盟並びに開催県高体連会長に提出する。
- (4) 運営は開催県高体連当該専門部が、他の主管団体と提携してあたる。
- (5) 競技方法は各競技種目とも学校対抗とし、別に個人戦を合わせ実施することができる。
- (6) 各競技の参加者は各県の最強者より順に選出し、その数は大会期間中に競技が終了することを限度とする。

6 大会開催の競技種目・期日・期間

- (1) 競技種目は次のとおりとする。

陸上競技	体 操	水 泳	バスケットボール	バレーボール
卓 球	ソフトテニス	ハンドボール	サ ッ カ ー	バドミントン
ボ ー ト	ソフトボール	相 撲	柔 道	剣 道
レスリング	弓 道	登 山	テ ニ ス	自 転 車 競 技
ボクシング	ホ ッ ケ ー	ウエイトリフティング	ヨ ッ ト	フェンシング
ラグビーフットボール	ス キ ー	空 手 道	馬 術	ス ケ ー ト
アーチェリー	な ぎ な た	カ ヌ ー	駅 伝	少 林 寺 拳 法

- (2) 大会期間は次のとおりとする。

6月下旬から7月上旬(水泳、駅伝、スケート、スキーを除く)に実施することを原則とする。ただし、全国高等学校総合体育大会東北地区予選会を必要とする競技種目は、6月中・下旬とする。

(3) 大会日数は3日を越えないことを原則とする。ただし、陸上競技・サッカー・ヨット・ラグビーフットボール競技については4日間の大会日数とする。

7 新規大会開催の決定

(1) 新たに大会開催を希望する専門部は、東北六県当該専門部長間で協議し、要項案に予算書を添えて本連盟会長に申請書を提出する。

(2) 申請書は大会開催年度の前年4月1日から8月31日までに提出するものとする。

(3) 本連盟は、(2)の申請に基づいて理事会において決定する。

8 大会参加資格

全国高等学校総合体育大会参加資格に準ずる。

9 引率・監督

全国高等学校総合体育大会開催基準要項に準ずる。

10 大会役員

別紙大会役員編成基準による。

11 競技役員

競技役員は開催県内役員を中心に編成し、やむを得ない場合は、他の参加県に協力依頼することができる。

12 大会参加料

(1) 大会参加者は参加料を納入する。

(2) 参加料は全国高等学校総合体育大会参加料を超えない額とする。

(3) 参加料は大会運営費にあてる。

13 大会経費

大会の準備並びに運営のための経費は開催県負担金(補助金)、開催県高体連負担金、参加料、協賛金等でまかなう。

14 表彰

各競技とも団体は、3位まで賞状を授与する(各1枚)。個人については、トーナメント方式の場合は3位(ベスト4)まで、1位から6位まで順位がつく場合は6位まで賞状を授与する。

付 則 本要項は昭和60年2月6日に決定し、昭和60年度大会より発効する。

昭和62年11月5日 一部改正 平成5年10月28日 一部改正 平成12年10月24日 一部改正

昭和63年11月7日 一部改正 平成10年5月19日 一部改正 平成18年10月23日 一部改正

平成2年11月1日 一部改正 平成11年10月19日 一部改正 平成24年10月18日 一部改

平成30年5月15日 一部改正

東北高等学校選手権大会開催基準要項の確認事項

1 主催・後援・主管について

(1) 上記団体の記載例は下記のとおりとする。

【主催】東北高等学校体育連盟・(開催県)・同教育委員会

東北競技種目別協会(連盟)・(開催地市町村)・同教育委員会

【後援】開催県体育協会・(開催地市町村体育協会)・(報道機関)

【主管】東北高等学校体育連盟競技種目専門部

開催県高等学校体育連盟・開催県競技種目別協会(連盟)

注1：全国高等学校総合体育大会の予選会を兼ねる競技種目は・全国高等学校総合体育大会開催基準要項による。

注2：()主たる主催団体よりの申請により共催する。

(2) 特例として、主催団体に下記のもの認める。

サッカー：河北新報社 駅伝：毎日新聞社

2 大会の開催地について

大会は東北六県内を競技種目別に定められた順序で開催することを原則とする。(別紙資料参照)

3 関係文書の作成及び送付について(役員委嘱・派遣依頼・共催申請及び後援依頼)

関係文書については、東北高体連会長名と開催県高体連専門部長名を連署し、公印は開催県高体連専門部長印とする。

4 大会開催の期日・期間・参加チーム数について

(1) 大会日数は3日以内、土・日・祝日に実施することを原則とするが、特例として陸上競技・サッカー・ヨット・ラグビーフットボール競技については、4日間の大会日数を認める。

(2) 駅伝・スケート・スキーについては、平日の開催もやむを得ないものと認める。

(3) 諸会議等(含開会式)は、大会日数には含めないものとする。

(4) 参加チーム数は、各県2チーム以内を原則とする。

5 大会要項について

(1) 大会役員 役員編成基準に準ずる。(別紙資料参照)

(2) 申込締切日 ①大会開始10日前を目途とする。

②全国高校総体の予選を兼ねる競技は、その要項に準ずる。

(3) 参加料 参加料は、全国高校総体の額を超えない。

- (4) 宿 泊 料 ①各県の協定料金とする。
②同一開催地で宿泊料が異なるように留意する。
- (5) 参 加 資 格 全国高校総体参加資格に準じて記載する。(別紙資料参照)
- (6) 要項の提出 当該専門部長(委員長)は、その開催要項を8月31日まで東北高体連並びに開催県高体連に提出する。
- (7) 要項の点検 要項の点検は、常任理事会並びに専門委員長会議で行うが、開催県高体連は事前に点検しておくものとする。
- (8) そ の 他 反省会・懇親会を要項には記載しない。(文書を別途作成する)

6 表彰について

各競技とも団体は3位まで賞状を授与する(各1枚)。個人については、トーナメント方式の場合は3位(ベスト4)まで、1位～6位まで順位がつく種目は、6位まで賞状を授与する。

7 成績の提出について

各県高体連事務局は、開催競技の成績(団体は全部、個人はベスト8または入賞以上)をまとめて東北高体連事務局に提出する。

※平成17年度申し合わせ事項(『競技別開会式会長あいさつ』について)

- (1) 東北高体連会長が欠席の場合は、開催県高体連会長が代理
- (2) 開催県高体連会長が欠席の場合は、東北高体連専門部長が代理
- (3) 東北高体連専門部長が欠席の場合は、開催県高体連専門部長が代理

平成21年10月15日一部改正

平成27年 5月14日一部改正

令和 元年11月18日一部改正

《 東北高等学校選手権大会参加資格記入例 》

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒を除く。
- (2) 選手は、各県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で当該競技専門部に登録し、当該競技要項により東北大会の参加資格を得たものに限る。
- (3) 年齢は、平成〇〇年4月2日以降に生まれたものとする。但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する）
- (4) チームの編成において、全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- (6) 転校・転籍後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各県高等学校体育連盟会長の許可あればこの限りでない。
- (7) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する高体連会長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
 - ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、各県高等学校体育連盟会長が推薦した生徒について、別途に定める規定にしたがい大会参加を認める。
 - イ 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。

〔参考:大会参加資格の別途に定める規定〕

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加資格を認める条件
 - ア (公財)全国高等学校体育連盟の活動の目的を理解し、それを尊重すること。
 - イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ 各学校にあつては、都道府県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、全国大会への出場条件が満たされていること。
 - エ 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく、運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件
 - ア 全国高等学校総合体育大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等にしたがうとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある学校の職員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

備 考

① 学校教育法第1条

学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園とする。

② 学校教育法第72条 特別支援学校

③ 学校教育法第115条 高等専門学校

④ 学校教育法第124条 専修学校

⑤ 学校教育法第134条 各種学校

平成21年 6月 3日 一部改正

平成23年 3月 4日 一部改正

東北高体連名義使用大会（選抜大会）確認事項

1 東北高体連主催（共催）の名義使用を認める大会

- (1) 全国高体連が主催する大会の東北予選会
- (2) 東北総合体育大会

※その他の名義使用については、東北高体連理事会で決定する。

2 東北選抜大会要項の記載例について

【主催】

東北競技種目協会（連盟）	東北高等学校体育連盟
（開催県）	同 教育委員会
（開催地市町村）	同 教育委員会

【後援】

（開催県体育協会）	（開催地市町村体育協会）
（報道機関）	

【主管】

開催県競技別協会（連盟）	東北高体連競技種目専門部
開催県高等学校体育連盟	

※主催・主管については、競技団体が一番最初にくる。

3 関係文書の作成及び送付について（派遣依頼・共催申請及び後援依頼）

- (1) 関係文書については、東北競技団体会長と、開催県高体連専門部長名を連署し、公印は開催県高体連部長印とする。
- (2) 各県教育委員会には、委嘱状及び派遣依頼の文書は必要ない。

4 賞状について

- (1) 選抜大会等の名義共催大会については、東北高体連として賞状は出さない。
- (2) 賞状の氏名は東北競技団体会長名のみ、ただし開催県高体連専門部長との連記・押印も有り得る。

5 開催要項の提出について

各専門部長（委員長）は、東北高体連名義使用大会（選抜大会等）の実施要項を、開催前年度の8月31日まで、東北高体連並びに開催県高体連に提出すること。

6 その他

- (1) 生徒の健康管理・授業日数の確保について十分留意すること。
- (2) 大会日数は3日を超えないことを原則とする。
- (3) 参加料は、全国高校総体の額を超えないこと。
- (4) 反省会・懇親会を要項には記載しないこと。（文書を別途作成する）

平成20年10月16日 一部改正

令和元年11月18日 一部改正

東北高等学校選手権大会役員編成基準

	東北高体連	開催県高体連	開催県	開催県 体育協会	東北 種目別協会	開催県 種目別協会	会場地				
							市町村	実行委員会	体育協会	種目別協会	
名誉会長					会長						
名誉副会長											
名誉顧問			知事	会長				市町村長	(会長)		
会長	会長										
副会長	副会長	会長									
顧問			教育長 (副知事) (出納長) (議会議長) (教育委員長) (関係部長)	副会長	副会長 (顧問)	会長 副会長 (顧問)	(議会議長) (助役) (収入役) (関係部長) (議員)	(副会長) (顧問)	(副会長) (顧問)	(会長) (顧問)	(会長) (顧問)
参与	理事長	副会長	教育次長 体育主管課長	理事長	理事長 (参与)	(参与)	教育長 (教育委員長) (体育主管課長)	(参与) (委員) (監事)	(副会長) (理事長) (参与)	(副会長) (参与)	(副会長) (参与)
大会委員長	当該競技専門部長										
大会副委員長	当該競技各県専門部長 当該競技専門部副部長	理事長 当該競技専門部長 当該競技専門部副部長				理事長					(理事長)
大会委員	理事	(理事) 事務局長	関係課員	(理事)	(理事)	(理事)	(関係課員)		(事務局長)		
競技委員長	当該競技専門部委員長										
競技副委員長	当該競技各県専門部委員長										
競技委員	当該競技各県専門部委員	当該競技専門部委員									